

期間入札の公告

令和 8年 7月 7日

千葉地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 小嶋 富子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 7月 22日 午前 9時00分から 令和 8年 7月 29日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 8月 5日 午前 9時30分 場 所 千葉地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 8月 19日 午前10時00分 場 所 千葉地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 8月 6日 午前 9時00分から 令和 8年 8月 10日 午後 4時30分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 8年 7月 7日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 浦安市北栄二丁目633番地

建物の名称 AZEST浦安

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 北栄二丁目633番の106

建物の名称 106

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 1階部分 21.21平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 浦安市北栄二丁目633番

地 目 宅地

地 積 813.00平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 161764分の2378



物件明細書

令和 8年 5月29日

千葉地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 竹内信俊

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室等に、別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 浦安市北栄二丁目633番地

建物の名称 AZEST浦安

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 北栄二丁目633番の106

建物の名称 106

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 1階部分 21.21平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 浦安市北栄二丁目633番

地 目 宅地

地 積 813.00平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 161764分の2378



令和7年(ケ)第 457号
令和8年 2月 5日受理
令和8年 4月20日提出

現況調査報告書

千葉地方裁判所
執行官 谷下功洋

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 浦安市北栄二丁目633番地

建物の名称 AZEST浦安

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 北栄二丁目633番の106

建物の名称 106

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 1階部分 21.21平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 浦安市北栄二丁目633番

地 目 宅地

地 積 813.00平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 161764分の2378



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	浦安市北栄2-27-4-106	
建物	物件1	
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点異なる (<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:	
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <ul style="list-style-type: none"> 種類: 構造: 床面積: 	
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を 空き室 として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり	
管理費等の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 下記のとおり (月額) 管理費 5,700円 修繕積立金 5,700円 インターネット使用料 750円 円 円	令和8年 3月 5日現在 <input type="checkbox"/> 滞納はない <input checked="" type="checkbox"/> 滞納がある 令和4年9月分～令和8年2月分 計431,100円 上記に対し年利18%で換算された遅延損害金
管理費等照会先	AZEST浦安管理組合	
その他の事項		
敷地権	符号1	
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地 (符号1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路 (符号) <input type="checkbox"/> (符号)	
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>	
敷地権の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 所有権 (符号1) <input type="checkbox"/> 地上権 (符号) <input type="checkbox"/> 賃借権 (符号) <input type="checkbox"/> (符号)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <ul style="list-style-type: none"> 地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日 	
敷地権以外の土地 (目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	<input checked="" type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

確認できた規約共用部分の建物登記は以下のとおり

- ・家屋番号：633番の1 ゴミ置場
- ・家屋番号：633番の2 車庫

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

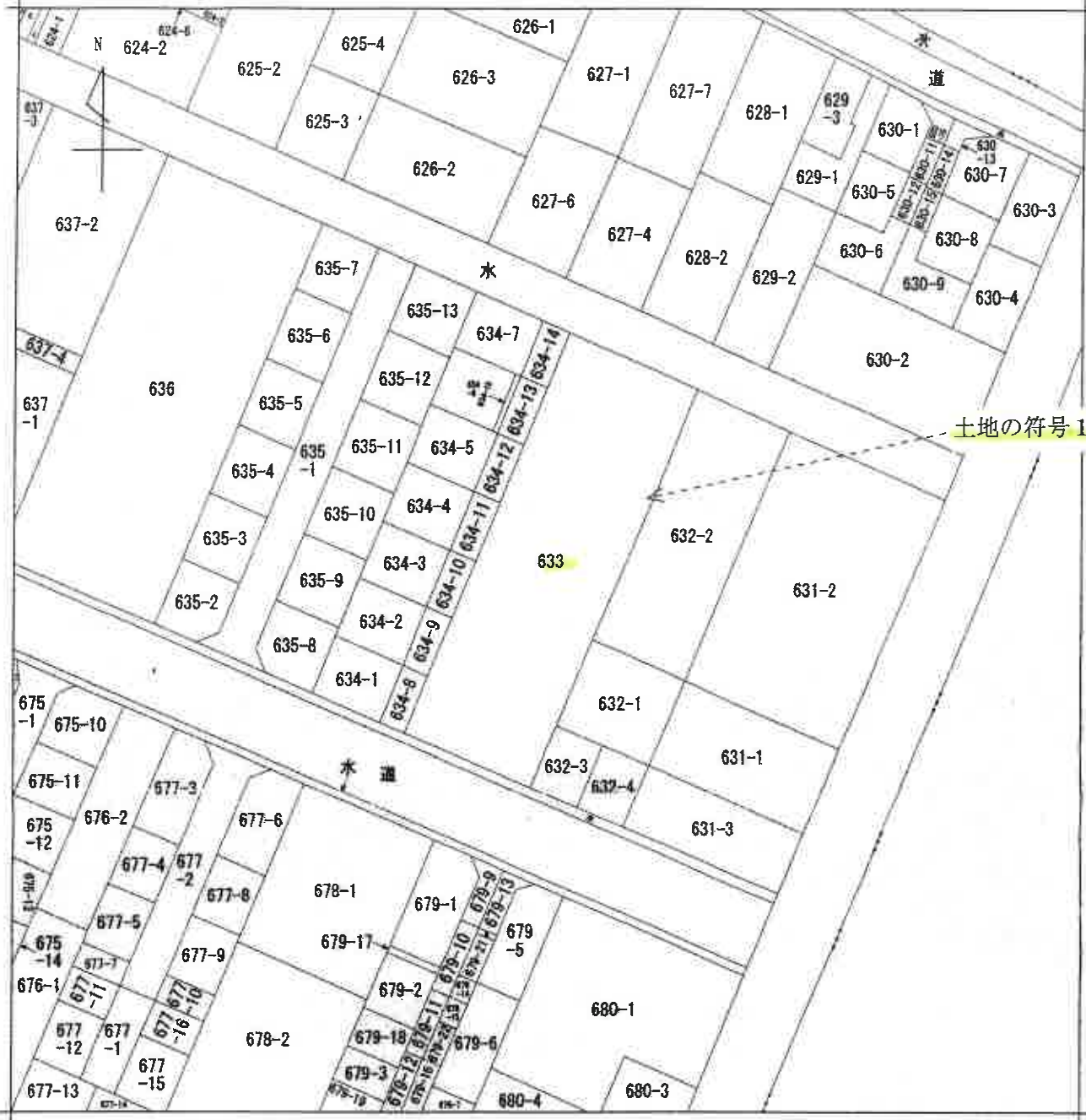
- 1 本件建物は債務者兼所有者が空き室として占有しているものと認められる。
- 2 屋内を目視で確認した限りにおいて大きな損傷は認められなかった。
- 3 債務者兼所有者の協力が得られず解錠し調査を行ったため屋内設備の稼働の可否は不明である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年2月6日 (金) 11:30-11:42	物件所在地	物件確認、不在告知書投函
令和8年2月16日 (月) 11:10-11:20	物件所在地	不在告知書再投函、外観写真撮影
令和8年3月4日 (水) : - :	郵便	マンション管理会社に対し管理費等の滞納状況書面照会書出状
令和8年3月6日 (金) : - :	郵便	債務者兼所有者に対し占有関係等書面照会書、入室調査協力要請書送付(回答期限を過ぎても反応なし)
令和8年3月30日 (月) 12:00-12:45	物件所在地	評価人同行のうえ解錠入室調査、間取り等確認、写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和8年3月30日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

623-1 623-3 * 679-20
 623-5 675-2



土地の符号 1

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
 北栄2丁目

請求部	所在	浦安市北栄二丁目		地番	633番				
出力縮尺	1/500	精度区		座標系	又記号	分類	地図に準ずる図面	種類	土地改良所在図
作成年月日				備付年月日	(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年12月4日
 千葉地方法務局市川支局
 登記官

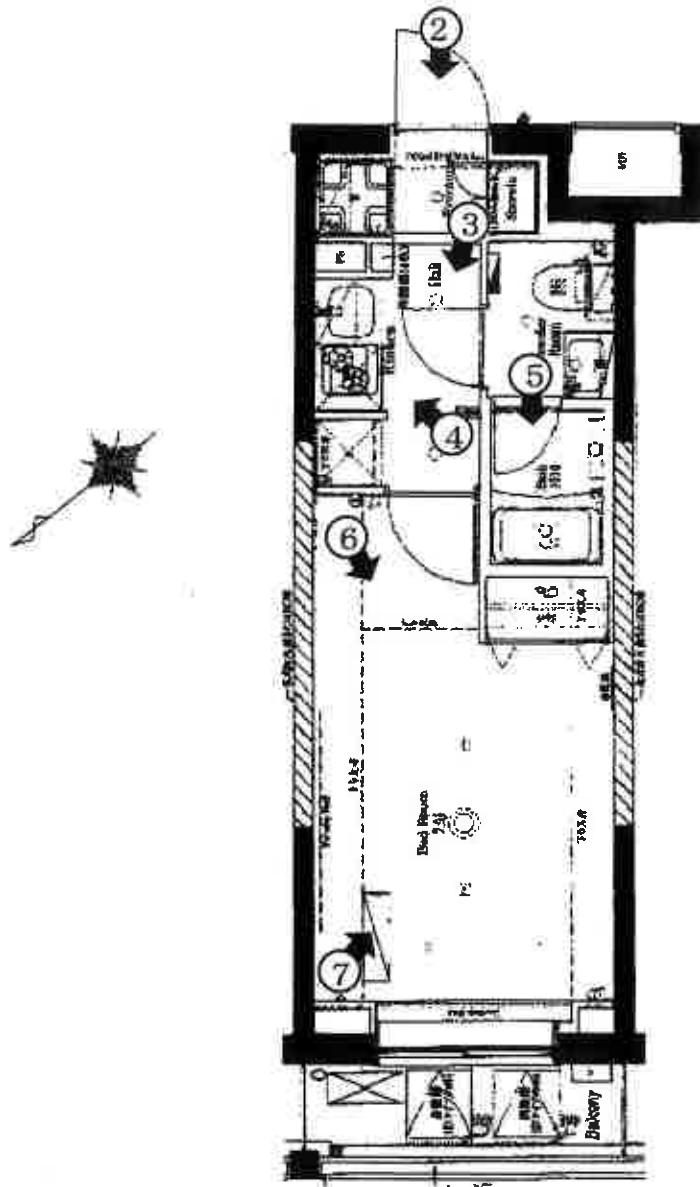
地図整理番号：M33712
 (1/1)

(6 枚目)

A 3 版を A 4 版に縮小

建物間取図

(評価人が分譲時のパンフレットを基に作成)



⦿ 写真撮影位置と方向

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



令和7年(ケ)第457号

令和8年3月30日 現地調査

令和8年4月16日 評価

第26108号 発行番号

令和8年4月17日 提出日

千葉地方裁判所

民事第4部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

結城 敏勝

第1 評価額

物件番号	評価額
物件1	金 10,790,000 円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり。		同左 住居表示「北栄2-27-4-106」
特 記 事 項			
1	○第4目的物件の位置・環境等の特記事項参照。		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 浦安市北栄二丁目633番地

建物の名称 AZEST浦安

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 北栄二丁目633番の106

建物の名称 106

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 1階部分 21.21平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 浦安市北栄二丁目633番

地 目 宅地

地 積 813.00平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 161764分の2378

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（土地の符号1）

位置・交通	東京メトロ東西線「南行徳」駅の南西方・約700m(道路距離) 最寄バス停「北栄二丁目」の北西方・近接 (別添「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅, 共同住宅, 店舗併用住宅等が混在する地域。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別の規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種住居地域
	建蔽率	指定 60%
	容積率	指定 200%
	防火規制	なし
	その他規制	第2種高度地区 建築基準法第22条指定区域
画地条件	規模 形状 地勢 間口 × 奥行 敷地権の割合 隣地との高低差 接面道路との関係	813.00㎡ (登記とほぼ同じ程度と推定) 長方形 敷地内は概ね平坦 間口約16.3m × 奥行約50m 161,764分の2,378(所有権) 隣接地とは概ね等高に接面している。 二方路
接面道路の状況	南西側 (市道) 路線名 (第1-64号線) 幅員 (約10m) 連続性 (普通) 舗装 (有) 歩道 (有) 側溝 (有) 高低差 (概ね等高に接面)	
	北東側 (市道) 路線名 (第1-63号線) 幅員 (約5.5m) 連続性 (普通) 舗装 (有) 歩道 (無) 側溝 (有) 高低差 (概ね等高に接面)	
接面道路の状況	建築基準法上の種類	南西側: 建築基準法第42条1項1号 北東側: 建築基準法第42条1項1号
	セットバック	不要
	再建築の可否	適法な範囲で可能であると推定

<p>土地の利用状況等</p>	<p>符号1</p>	<p>「A Z E S T 浦安」及び関連施設の敷地</p>
<p>供給処理施設</p> <p>敷地内までの引き込みを基準に、引き込みが有る場合を「あり」無い場合を「なし」とした。</p>	<p>隣地</p>	<p>・北西側：一般住宅 ・南東側：一般住宅，駐車場 ・北東側：市道を介して一般住宅，共同住宅 ・南西側：市道を介して一般住宅等</p>
<p>土 壤 汚 染 等</p>	<p>上 水 道 あり ガ ス 配 管 あり 下 水 道 あり</p>	<p>1. 「土地土壤汚染対策法」に基づく土壤汚染の指定区域ではなく、かつ「水質汚濁防止法及び下水道法」に規定する有害物質の取扱事業所としての届出施設にも該当していない。古地図や空中写真（出典：国土地理院），現地調査からも土壤汚染リスクは少ない。</p> <p>2. 現存建物に係る以外，土地利用を著しく妨げる地下埋設物の存在する可能性は低いと推定する。</p> <p>3. 千葉情報マップによると，対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。</p>
<p>特 記 事 項</p>		<p>1. 北西側及び南東側隣接地とは，コンクリートブロック，ネットフェンス等で区画されている。</p> <p>2. 北西側隣接地の私道に接面しているが，当該私道は建築基準法外道路である。（建築基準法43条2項2号許可）</p> <p>3. 浦安市のハザードマップ等によると河川の氾濫や内水氾濫による浸水が想定される区域である。また，津波浸水想定区域内，東京湾沿岸の高潮浸水想定区域内に指定されている。さらに，内陸直下型地震による液状化の影響が大きい地域である。</p>

2 建物の概況等

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	AZEST浦安
建物の用途	居住用 (総戸数68戸)
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日(登記記載) : 平成27年11月11日新築 経過年数 : 約10年 経済的残存耐用年数 : 約35年
構造	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建
仕様	屋根 : 陸屋根 外壁 : タイル貼, 一部吹付タイル その他 : エントランスホール床:タイル貼, 壁:ライムストーン貼
設備等	供給処理施設 : 電気, 上水道, 下水道, 都市ガス エレベーター : 1基 駐車場 : 屋内駐車場5台 時間貸し駐車場として利用されている。 集会所等 : 管理人室 オートロック : あり
建物の品等	使用資材 : 普通 施工 : 普通
管理の形態等	管理組合 : あり 名称(AZEST浦安管理組合) 管理方式 : 委託 管理会社 : AZEST Community株式会社 管理形態 : 日勤
管理の状況	普通 ・ 修繕計画の有無:検討中 修繕積立金の合計額:41,799,508円(2025年11月30日現在)
特記事項	1. 建築確認 : 平成27年10月26日/第H26普及協会00151号 検査済証 : 平成27年11月13日/第H26普及協会00151号 2. 確認できた規約共用部分の建物登記は以下の通りである。 ・ 家屋番号:633番の1/ゴミ置場 ・ 家屋番号:633番の2/車庫 3. トランクルーム:なし

(2) 専有部分の概要

構造	鉄筋コンクリート造 1 階建	
位置	1 階 (106号室) ・主要開口部の方位：北西向き	
床面積	21.21 m ² (登記面積) 約 23.78 m ² (壁芯面積：パンフレット記載)	
間取り	1 K ・バルコニー面積 約3.19m ² (別添間取略図参照) (パンフレット記載)	
仕様	天井：ビニールクロス等 床：Pタイル等 内壁：ビニールクロス等 設備：浴室，洗面台，水洗トイレ，キッチン (電気，上水道，下水道，都市ガス) その他：-	
保守管理の状態	普通 目視可能な範囲では損傷箇所等は見られない。維持管理の状況は普通程度であると思料される。	
管理費等	管理費	月額 5,700円
	修繕積立金	月額 5,700円
	インターネット使用料	月額 750円
		計 12,150円 (令和8年3月5日現在)
	滞納額	滞納期間：令和4年9月分～令和8年2月分 計431,100円
		上記に対する遅延損害金：133,208円 (2022年9月7日～2026年3月5日までの遅延損害金) 遅延損害金：年18%
	備考	-
専有部分の利用状況等	現地調査時点では、クーラーや照明器具のほかに家財道具等はなく空家の状況にあるが、債務者兼所有者の占有下にあると推定する。	
特記事項	○ 供給処理施設・設備等の稼働状況は不明である。	

第5 評価額算出の過程

本件においては、比準価格と収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整のうえ、評価額を後記の通り決定した。

I 比準価格の試算

基準階中間室 の比準価格 (円/㎡) ア	個別格差 (階層・位置・品等程度) イ	専有面積 (㎡) ウ	占有減価 修正 エ	比準価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
800,000	0.98	21.21	1.00	16,629,000

ア 基準階中間室の比準価格： 近隣地域・同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例・売り出し価格を収集分析し、各種補正及び価格形成要因の比較を行って、基準階中間室の専有部分(登記面積)の1㎡当たりの比準価格を査定した。

イ 個別格差： 階数(1階) (△2%) 個別格差率0.98
(相 乗 積)

ウ 専有面積： 登記面積を採用した。

エ 占有減価修正： 不要と推定した。

II 収益価格

本件は賃貸借に供されている建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり求めた。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、さらに競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるため、必ずしも下記に記載した賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

○ DCF法による価格査定表

(※この表で採用している数字や指数は確定値ではなく、かつ買受人に保証しているものでない)

3年間の有効純収益現価の合計	正味復帰価格の現価					収益価格 (千円未満四捨五入)
	4年目期末有効純収益	最終還元利回り	3年目期末復帰価格 ※1 イ÷ウ×(1-0.03) エ	複利現価率 ※2 (7.0%) オ	正味復帰価格現価 エ×オ=カ	
ア 1,499,631円 (17.6%)	イ 639,100円	ウ 7.2%	エ 8,610,097円	オ 0.8163	カ 7,028,422円 (82.4%)	キ 8,528,000円 (100%)

※1 売却に要する仲介手数料等を売却価格(イ÷ウ)の3%と査定した。

※2 複利現価率の計算式

$$\frac{1}{(1 + 7.0\%)^3} = 0.8163$$

ア:目的物件を賃貸することにより保有期間中(第1期～第3期)に得られるであろうと予測した各期の正味純収益を、複利現価率で現在価値に割り戻した額の合計である。

イ:保有期間終了後(4年目)の正味純収益である。

ウ:4年目の正味純収益から売却予測価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに目的物件の個別リスク等を考慮して査定した。

エ:4年目の正味純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予測価格から目的物件の売却に伴う仲介手数料相当額を控除した価格である。

オ:一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。

カ:保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

キ:保有期間中に得られる有効純収益の現在価値と保有期間終了後の売却予測価格の現在価値の合計額である。

Ⅲ 評価額の判定

1 試算価格の調整

以上により

比 準 価 格 16,629,000円

収 益 価 格 8,528,000円

の両価格が算定された。比準価格は近時に生じた類似のマンションの取引事例について補修正等を行い求めた価格で、市場の需給動向を反映した信頼性の高い価格である。一方、収益価格は目的物件が有する収益性に着目した価格である。

両価格ともそれぞれ妥当な根拠を有しているが、本件においては1Kタイプのマンションであることを考慮して、比準価格を中心に、収益価格を考慮して、調整後の価格を14,200,000円と求めた。

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価(敷金等)を考慮して評価額を求めた。

調整後の価格 (円)	市場性 修正	競売市場 修正	滞納管理費等 相当額の減価	その他の控除 減価(円) (敷金等)	評 価 額(円) (1万円未満四捨五入)
ア	イ	ウ	エ	オ	ア×イ×ウ×エ×オ
14,200,000	1.00	0.80	0.95	—	10,790,000

イ 市 場 性 修 正 : 概ね標準的な規模のマンションであり、市場性修正は要さない。

ウ 競 売 市 場 修 正 : 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

エ 滞 納 管 理 費 等 相 当 額 の 減 価 : 管理組合が買受人に対しても請求すると主張している滞納管理費等相当額及び代金納付に至る間の予定管理費等を考慮して修正を行った。

オ そ の 他 の 控 除 減 価 (敷 金 等) : 買受人の引受となるべき敷金等の預り金を控除するが、本件はない。

第6 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 建物間取略図

以 上



最寄駅

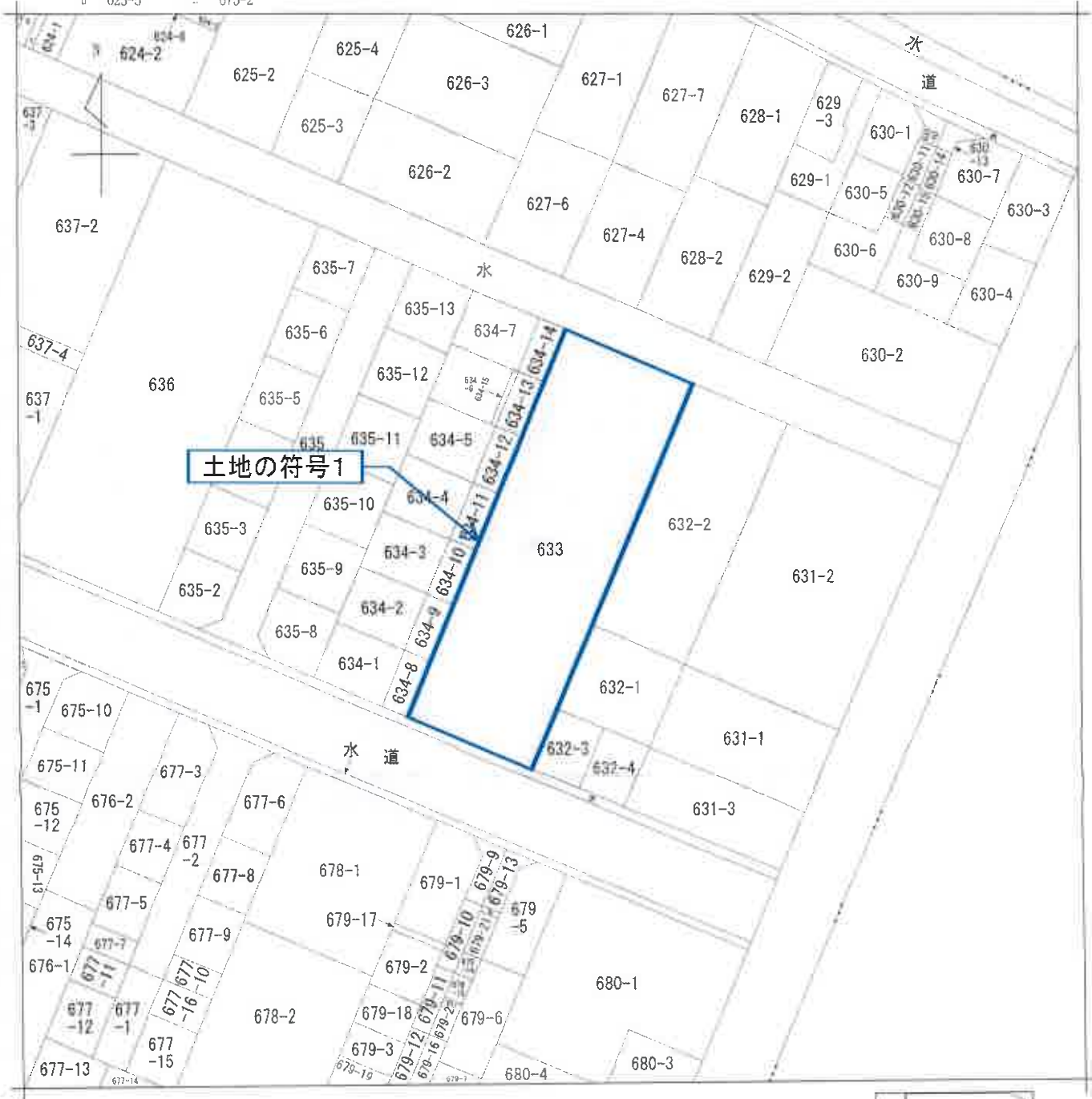
物件所在地
南行徳 (二)

浦安市

位置図
S=1/15,000

出典: 国土地理院

イ 623-1 ハ 623-3 ニ 679-20
 ロ 623-5 ヒ 675-2



土地の符号1

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
 北栄2丁目

請求部	所在	浦安市北栄二丁目		地番	633番	
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日				備付年月日(原図)	補記事項	
						種類 土地改良所在図

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年12月4日
 千葉地方法務局市川支局
 登記官

地図整理番号：M33712
 (1/1)



公 図 写

A3版をA4版に縮小

登記年月日：平成27年11月18日

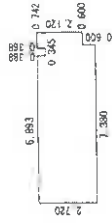
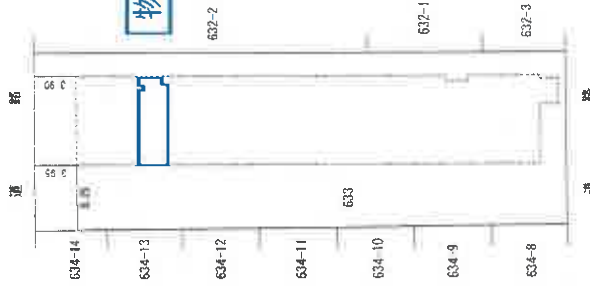
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 令和7年12月4日 千葉地方法務局市川支局 登記官

建物平面図

各階平面図

家屋番号 北条二丁目 633番の106

建物の所在 浦安市北条二丁目633番地



畳 價 表

6.893 x 0.388	=	2.674484
7.980 x 1.782	=	13.821360
7.380 x 0.600	=	4.428000
0.742 x 0.388	=	0.287896
計		21.211740

床面積 21.21 m²

建物の存する部分 1階

建物の名称 106

作成者 土地家産調査士

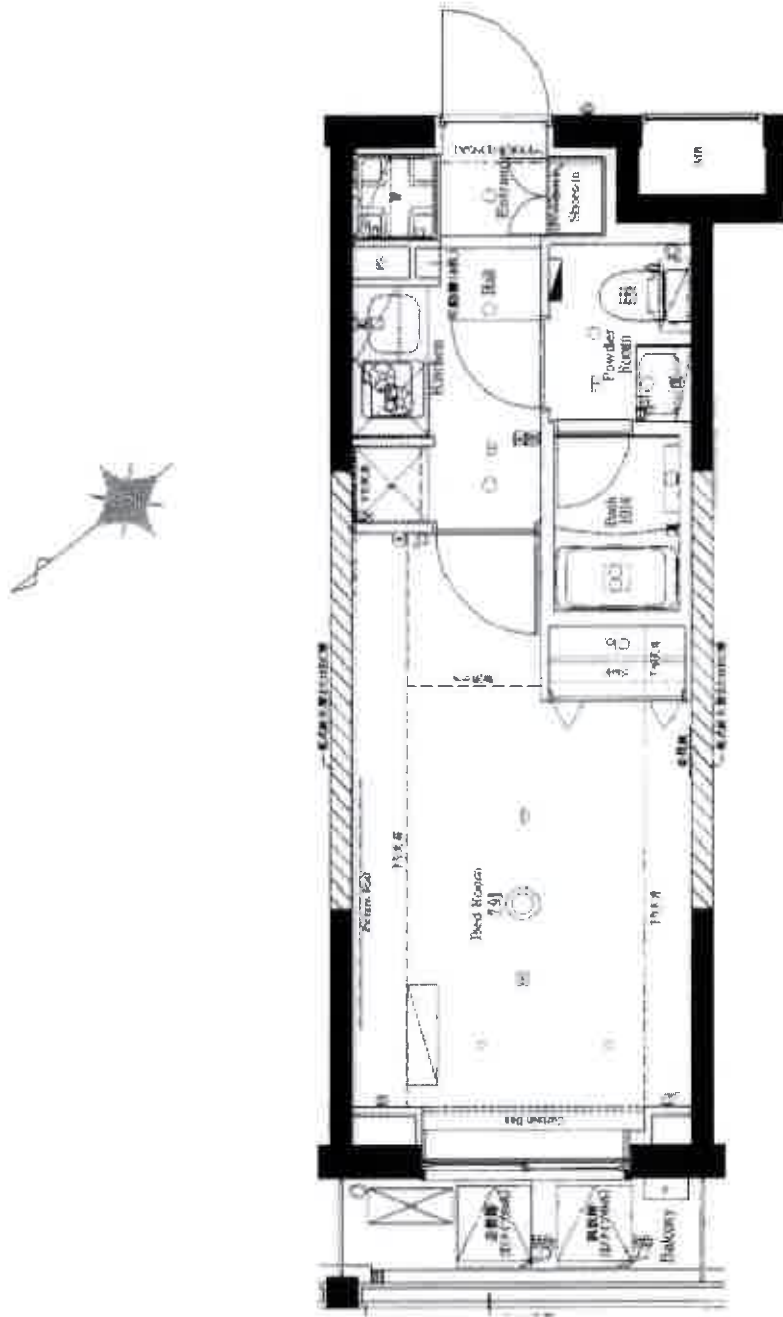
縮尺 1/250

縮尺 1/500

A3版をA4版に縮小

地図整理番号

物件1間取略図



分譲時パンフレットを基に作成